

天皇陛下の退位に便乗した 電話勧誘販売に注意！

＜今回の相談事例＞

遠方の見知らぬ業者から電話があり、「平成が終わるので、天皇・皇后両陛下の写真集を販売する。金額は35,000円で商品が届いてからの支払いでよい。」と言われた。興味はあったが、聞いたことのない業者だったので断ったのだが、1週間後に商品が届いた。受け取りを拒否したら宅配業者に迷惑がかかると思い受け取った。中に振込用紙が入っているようだが、返品したい。 (80代女性)

【アドバイス】

●注文した覚えがない商品が送られて来たら「受取拒否」をしましょう。

天皇陛下の退位に便乗して、「アルバムや掛け軸等を買わないか。」という電話がかかってきたという相談が寄せられています。必要のない場合は、きっぱり断りましょう。それでも送られてきた場合は、受取拒否をしましょう。受取拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。その際は念のために、送り主の名前や連絡先をメモしておきましょう。

●もしも受け取ってしまった場合は・・・

もしも、注文していない商品を受け取ってしまった場合は、届いた日から14日間、商品を開封せずに保管しておけば、その後は自由に処分することができます。商品を手元に置いておきたくない場合は、着払いで送り主に返送することができます。

●困った時は、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン いやや! ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん